

2019 年
5 月 Vol.16

エステートプラン

戦略的資産管理の実践

- 日本 M&A センター様主催【パリ国際会議】の件
- タブレット PC による非上場株式に係わる納税猶予額シミュレーション
- AI に基づく財産分割支援システムリリース
- WMW 日より

I.日本 M&A センター様主催「パリ国際会議」出席

去る3月17日～3月21日にかけて、日本 M&A センター様主催の「国際会議」に北山社長に同行させて頂く形で出席した。私は今回初めての出席となったが、毎年日本 M&A センター様によって企画されるこの会議は、全国の会計事務所の所長先生が500名規模で海外に一同に集うものであり、日本でもあまり行われない規模の会議ということでもまず驚いた。

会計事務所の先生が500名超集まる今回の会議はフランスのパリにて行われた。パリでは皆様もご存じの通り現在マクロン大統領政権への政策反対を掲げた通称「黄色いベスト」のデモ隊が毎週末パリ市内でデモを繰り広げており、今回3月17日にフランスに入国した国際会議の開催は、前日の3月16日にシャンゼリゼ通りの店舗等焼き討ちが行われ、ルイヴィトンの店舗は焼き討ちだけでなく略奪が行われたという最もデモ隊との衝突が激しい状況下でのものであった（翌日月曜日に現地の報道でルイヴィトンの株価（LVHM）が8%下落した、という報道があったことが印象的であった）。

よって、現地の移動も基本的には車での移動にとどめ、個人的には今回の出張中徒歩での外出は極力避けることになった。ただ、現地で名刺交換等をさせて頂いた所長先生方の中には、海外に慣れていらっしゃる方も多く、シャンゼリゼ通りを徒歩で散歩された強者もいらっしゃったようである。

驚いたのは、黄色いベストを身に着けた現地労働者の方が、例えば街の工事現場や高速道路

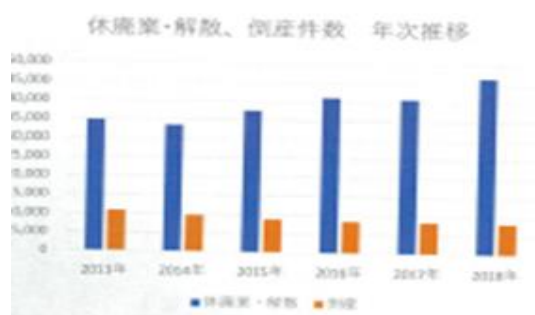
の料金所などに普通にいらっしゃったことであった。「この一見平穏そうな方々が焼き討ちとか略奪とかしていたのか？」との疑問が普通にわいてきたのであるが、後で日本に帰って知った次第では、黄色いベストの団体に紛れて「ブラックブロック」というテロ団体が参加しており、3月16日の焼き討ちを実行したのは彼らの団体であるとのことであった。また彼らの無政府主義には、「黄色いベスト」の団体は「まあ、彼らの思想は一つの思想だ」として、賛成はしないが反対もしないという態度を取っていることも知り、改めてフランス市民の個人主義意識の高さ（?）を感じるようになった。

パリの街は人口200万人とのことであり、東京圏で3,000万人のメガロポリスである東京よりは随分落ち着いた印象がある。観光客が年間8,000万人を超える街とはいうものの、観光地では欧米人が多く現地の方と見分けがつかないせいかアジア系外国人の数は思っていたより少ない印象であった。

話しは戻って会議の中で現在の経営者の高齢化を迎えている中堅中小企業の今後の在り方が第一の議題となった。中堅中小企業の重要な役割として、地域の活性化の牽引役となる若い力を中心とした企業が地域のコアとして魅力を発信し続ける必要性と、それをサポートする会計事務所の関係は今後ますます重要性が高まるとのご説明があった。

しかし、東京商工リサーチ（TSR）が集計した倒産及び休廃業・解散の会社件数の数値は衝

撃的である。2018 年時点で年間 41,000 件近くの中小企業が休廃業・解散されており、倒産は 8,000 件超である。この数値は年々増加の一途をたどっているとのことで、2025 年までに、300 万件ある全国の中小企業の 80 万件以上が消滅する、といわれている事態が本当に現出するものと改めて理解することとなった。



このような中で、地域経済の活性化を図っていくには、地元優良企業をコアに発展、存続させ、上場企業をはじめとして地元で輝く企業を存続させることで、若い人にも地域内で働く職場を提供する、という使命達成の方策として M&A という手法が重要とのご説明を頂いた。また私どもでも社長をはじめ公認会計士・税理士といった専門家集団を核とするコンサルティング業務を提供させて頂いており、オーナーを頂点とするファミリーのお困り事を解決させて頂くニーズにもお答えしていく所存である。特に、今般会計事務所では、私の所属した前職の税理士法人もそうであったが、コンサルティング業務を強化する動きが盛んである。その狙いは、顧問報酬だけでなく事務所の成長のためにはスポット報酬も必要であり、現在の事業環境に基づく事務所人員の能力向上及び多様性に対応する必要によるものと思われる。よって提供サービスの拡大に伴い異業種との提携による会計事

務所でのワンストップ化は今後一層増えるものと思われる。弊社においても、日本 M&A センター様とは先方の分林会長及び三宅社長を始め弊社の北山社長は長くお付き合いさせて頂いているところである。また、去る 2 月 5 日、日本 M&A センター様と共に弊社は上場企業である青山財産ネットワークス様への資本業務提携を締結させて頂き、人的信頼関係からさらに一歩進んだ関係構築の強化を図っている次第である。

会議の夜には会計事務所先生方との懇親会が開催され、私も全国の会計事務所の先生方とご挨拶させて頂き、その経営上のお悩みや普段の業務についてお伺いする機会を頂いた。会計事務所業界も例外でなく IT の変革の影響を受けることとなり、また会計事務所のシステム構築は個々の会計事務所単独ではできない以上、会計事務所所長先生の高齢化も相まってシステム面からも今後の会計事務所グループ集約化・ネットワーク化が不可欠との思いが本国際会議を通じて生じた。

私どもも、会計事務所のお困り事をシステムにより解決する、という役割の一翼を担っているとの考えをもち、努力を続ける必要があるものと考え、日々精進して参りたい。

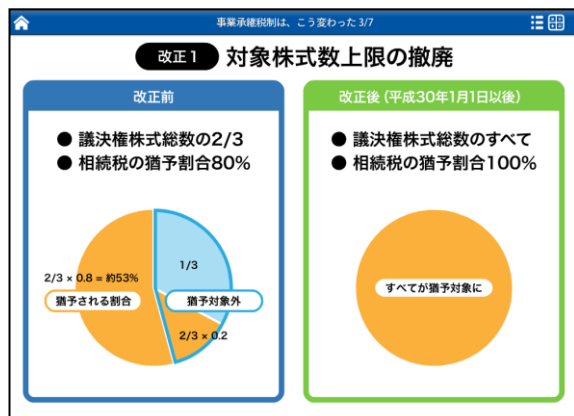


(中山 伊知郎)

II.タブレット PC による非上場株式に係わる納税猶予額シミュレーション

中小企業経営者の年齢分布のピークが 60 歳台半ばとなり、高齢化が急速に進展する中で、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上は、待ったなしの課題となっている。こうした中で、平成 30 年度税制改正において、10 年間の特例措置として、事業承継税制の各種要件の緩和を含む抜本的な拡充が行われた。

従来は、事業承継の対象となった非上場会社の株式の議決権株式総数の 2/3 を上限として、相続税の 80% の納税を猶予するという制度（一般措置）でしかなかったが、「対象株式数上限が撤廃」され、議決権株式のすべてを対象に相続税の 100% の納税を猶予するという制度（特例措置）が追加された。一般措置によれば、非上場株式の $2/3 \times 80\% = 53\%$ の相続税が猶予の対象となる、逆に見れば 47% の相続税は払わなければならないが、特例措置によれば、非上場株式に係るすべての相続税が猶予の対象となるのである。●新事業承継税制解説図 1



また、納税猶予制度の適用を躊躇させる要件

も緩和され、「対象者の拡充」、「雇用要件の抜本的見直し」、「経営環境変化に応じた減免」、「相続時精算課税制度の適用範囲の拡大」が行われた。

平成 30 年 12 月中小企業庁が作成した「平成 31 年度（2019 年度）中小企業・小規模事業者関係」によれば、「拡充前の事業承継税制の平成 29 年における認定件数は年間 400 件程度であったが、拡充後の事業承継税制の足元における申請件数は年間 4000 件に迫る勢い」とのことである。

税制改正の前後で申請件数は 10 倍に増えており、増加率は大きいのであるが、「今後 10 年間の間に 70 歳（平均退職年齢）を超える中小企業・小規模事業者の経営者は 245 万人、うち約半数の 127 万人（日本企業全体の 1/3）が後継者未定」という数字から考えると、事業承継税制の特例措置の対象となる会社は、まだ多く残されていると思われる。

なぜ、特例措置の申請が進まないのだろうか。その原因の一つは、特例措置を適用するための手続きにあると考えられる。特例措置の適用を受けるためには、中小企業の経営者は、5 年以内の特例承継計画を都道府県に提出し、確認を受ける必要があるが、この計画の作成に加えて、認定支援機関による指導や助言の内容を記載することが求められているからである。

認定支援機関は、中小企業・小規模事業者の経営課題に対して事業計画策定支援等を通じて

専門性の高い支援を行うため、税務、金融及び企業の財務に関する専門的知識を有し、一定の経験年数を持っていると国から認定された金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等である。

認定支援機関に特例承継計画の指導や助言を依頼すると、コンサルティング費用が必要となるが、中小企業の経営者としては、その費用に見合うだけの納税猶予額が得られるのかどうか気になるところである。こんなとき、タブレット端末で簡単に納税猶予額を試算できるアプリがある。納税猶予額シミュレーションのプロセスは、以下のとおり簡単なものとなっている。

●STEP 1 相続人の人数、属性を入力

The screenshot shows the '法定相続人の情報' (Information of legal heirs) section. It includes a toggle for '配偶者の有無' (Presence of spouse) set to 'あり' (Yes). Below, '子(代襲相続の孫を含む)の人数' (Number of children, including grandchildren under intestate succession) is set to '2 人' (2 people). A note explains that '代襲相続' (Intestate succession) occurs when a child predeceases the decedent. The '特例経営承継人の情報' (Information of special business successor) section has a question '特例経営承継人は、子(代襲相続の孫を含む)ですか?' (Is the special business successor a child, including grandchildren under intestate succession?) with the answer 'はい' (Yes) selected. A '次へ' (Next) button is at the bottom right.

●STEP 2 相続する財産の価額、自社株評価額、債務・葬儀費用の金額を、総額と特定経営承継人に分けて入力

The screenshot shows the '相続財産の状況' (Situation of inherited assets) section. It displays two columns: '総額' (Total) and '特例経営承継人の相続額' (Inheritance amount of special business successor). The '取得財産の価額' (Value of acquired assets) is 91,000 万円 (Total) and 45,000 万円 (Special business successor). The 'うち、自社株評価額' (Including company share valuation) is 35,000 万円 (Special business successor). The '債務・葬儀費用の金額' (Amount of debt and funeral expenses) is 1,000 万円 (Total) and 0 万円 (Special business successor). A '戻る' (Back) button is at the bottom left, and a '納税猶予シミュレーション開始' (Start tax payment simulation) button is at the bottom right.

●STEP 3 特定経営承継人の相続税額、納税猶予額、納税額を表示



簡単に入力できるといっても、そもそも自社株の評価額がわからないので、こんなアプリは使えないという方は、エステートプラン 2016 年 3 月号で紹介した自社株シミュレーションを併用するといい。自社株シミュレーションは、タブレット端末に会社の業種、規模、財務データを入力することにより、簡単に自社株評価額を計算するアプリである。

納税猶予額が分かれば、中小企業の経営者は納得して認定支援機関の指導や助言を受けることができる。

さらに、本アプリには、図 1 のように事業承継税制の主な改正点を簡単に説明できるスライドが容易されている。タブレット端末を HDMI 端子で TV モニターに繋がれば、中小企業の経営者に対して特例措置のメリットをわかりやすく大画面で説明できる。本アプリをコンサルティング契約獲得のための有効なツールとして活用してほしい。(高須 啓志)

Ⅲ. AIに基づく財産分割支援システムリリース

キャピタル・アセット・プランニングは、2019年4月1日に財産分割支援アプリの試用サイト (<https://aipb.jp/>) をリリースした。

試用サイトの運営は、2019年5月31日までなので、是非とも、お試しいただきたい。

高齢化が進む中、日本で毎年相続される財産は総額 50 兆円、そのうち分割が難しい不動産と自社株で 30 兆円以上を占めているといわれている。不動産は適切な分割が難しく、賃貸物件であれば譲渡資産による将来収入を考慮する必要がある、また、自社株であれば経営上、譲渡相手が制限され、関係者の条件に最も近い分割方法を見い出すためには専門家でも多くの時間を要している。

このような課題を解決するために、弊社は財産分割シミュレーションの開発を行ってきた。これを使えば、お客様の財産の明細を登録し、相続人と分割割合を指定するだけで、すぐに条件に近い財産分割案が提示される。さらにお客様がその分割案を何度でも編集でき、編集後の分割案を評価できるようになっている。編集を何回か繰り返すことにより、それはお客様が希望する財産分割案になっていることであろう。

具体的なケースで考えてみる。

相続財産は以下のとおり。

自宅 98 百万円

自宅以外の不動産 5 物件計 189 百万円

非上場株式 1 社 150 百万円

現預金計 97 百万円

有価証券 16 銘柄計 139 百万円

生保 3 契約計 110 百万円

合計 783 百万円

相続人は、配偶者、長男、長女、次女の 4 名で、それぞれに 40%、30%、17%、13% の割合で引継がせたい。そのほかの条件として、自宅は配偶者に、非上場株式は後継者である長男に引継がせたい。

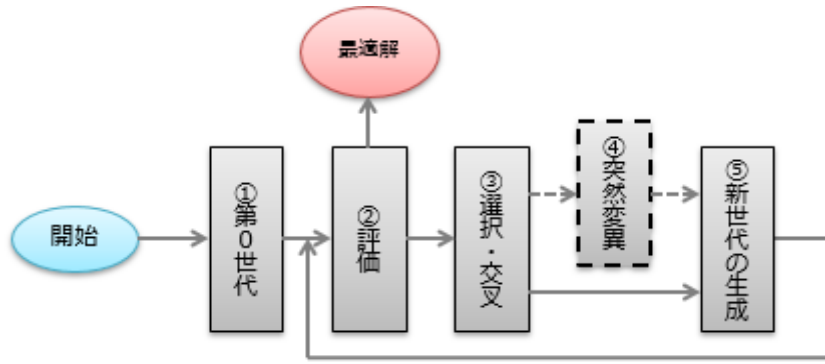
このようなケースで、指定した条件でかつ、引継いだ財産で納税可能な財産の分割案を作成するには、どうすればいいのだろうか。納税可能な分割案とするためには、「各人別の相続税額」を知らなければならない。

「各人別の相続税額」を計算するためには、「各人別の相続財産額」が分からないといけない。そして「各人別の相続税額」が、各人に分割された現預金、有価証券、生命保険金の合計額以下でなければ、引継いだ財産で納税可能とならない。

これらを考慮したうえで、配偶者、長男、長女、次女の分割割合が 40%、30%、17%、13% になるような財産分割案を個々の資産に割り当てて計算するのは、まさに試行錯誤となる。

財産分割支援アプリは、遺伝的アルゴリズムを使って、このような煩雑な計算を瞬時に解いてみせる。遺伝的アルゴリズムは人工知能の一種で、生物界の進化の仕組みを模倣

図 1



する手法を使って組み合わせの最適解を探す作業で、大量に生成した「相続財産と相続人」の組み合わせ中から、最適解を求めるものである。そのプロセスは、図 1 のとおりとなる。

- ① 1,000 パターンの「相続財産と相続人」の組み合わせをランダムに生成する。
- ② 想定している「財産の分割割合」のギャップを算出して評価を行う。条件に外れるものは排除する。
- ③ 集団から想定している「財産の分割割合」にあった優良個体を選び、優良個体同士の「財産の分割割合」の組み合わせの一部を入れ替える。

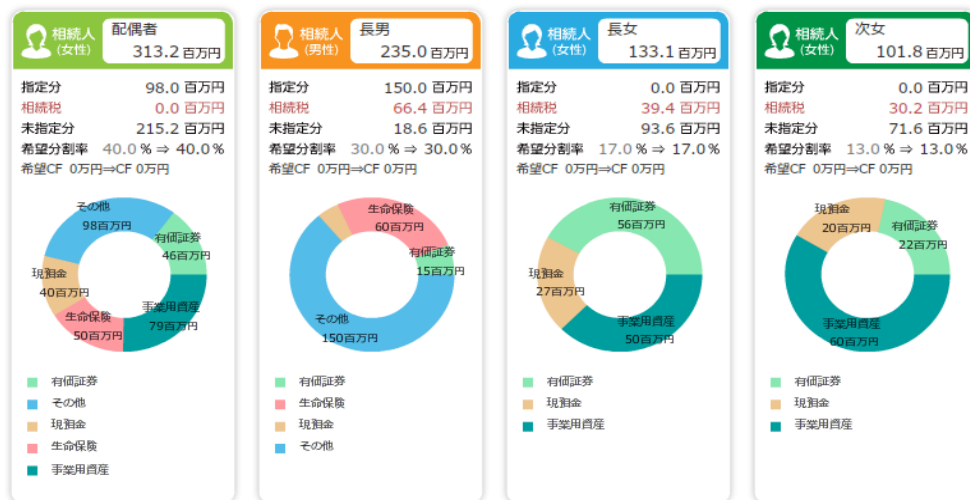
- ④ 優良個体の「財産の分割割合」組み合わせを交叉法とは異なる方法で入れ替える。
- ⑤ 今回のケースでは8,000回の世代交代を行う。世代交代を繰り返すことで最適解に近づいていき、最適な財産分割の組み合わせが選択される。

財産分割支援アプリを使って、先のケースを解くと図 2 の結果が得られた。配偶者に自宅 98 百万円を含み 313 百万円（40.0%）、長男に非上場株式 150 百万円を含み 235 百万円（30.0%）、長女に 133 百万円（17.0%）、次女に 102 百万円（13.0%）であった。（高須 啓志）

図 2

財産の分割結果

シミュレーションの結果は以下のとおりです。



IV. WMW だより

● **WMW 定期開催セミナー** ※応用セミナーは日本FP協会・FP継続教育単位取得講座となります

日程：【東京】2019年5月28日（火）応用セミナーV（ケーススタディ①）

【東京】2019年5月31日（金）基本操作セミナー

【東京】2019年6月25日（火）応用セミナーVI（ケーススタディ②）

【東京】2019年6月28日（金）基本操作セミナー

【東京】2019年7月30日（火）応用セミナーI（金融資産分析）

【東京】2019年7月26日（金）基本操作セミナー

場所：株式会社キャピタル・アセット・プランニング 品川シーズンテラス 27 階

エステートプラン 2019年5月 Vol.16

著作者/発行者：株式会社キャピタル・アセット・プランニング

執筆責任者：北山 雅一

WMW システムのご利用に関するお問い合わせ、ご質問、ご要望

〒102-0093

東京都港区港南1丁目2番70

コンサルティング部

TEL：03-6433-9155

サービスに関するお問い合わせ

Wealth Management Workstation サボスク

TEL：03-6433-9155 E-mail: support@wealthmanager.jp